

(仮称)「東久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(素案) 修正案について

素案のページ	項目 (国の基準の条番号)	国基準	修正案
9 頁	(第 23 条第 2 項)	<p>2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を終了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者。</p> <p>(2) 児童福祉法第 18 条の 5 各号（保育士の欠格事由）及び児童福祉法第 34 条の 20 第 1 項第 4 号（児童虐待等その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為を行った）のいずれにも該当しない者。</p>	<p>家庭的保育事業者の資格要件のうち、「保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村等が認める者」を「保育士、教員、助産師、保健師又は看護師のいずれかの資格を有し、かつ、保育経験を有した者」に修正しました。</p>
1 3 頁	(第 31 条第 2 項)	<p>2 保育従事者の数は、次に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該次に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1) 乳児 おおむね 3 人につき 1 人</p> <p>(2) 満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児 おおむね 6 人につき 1 人</p> <p>(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 20 人につき 1 人（児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次において同じ。）</p> <p>(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね 30 人につき 1 人</p>	<p>小規模保育事業 B 型における保育従事者の保育士割合について「半数以上」を「6 割以上」に修正しました。</p>